

(美容所について講ずべき措置)

- 一 作業場(美容の作業を行う場所をいう。以下同じ。)は、居室その他の作業に直接関係のない場所と隔壁等により完全に区分されていること。
- 二 作業場の面積は、美容の作業の用に供するいす(以下「セットいす」という。)および美容の作業の用に供する鏡(以下「セット鏡」という。)が三組ならびにドライヤーが二台までであるときは、十三平方メートル以上とし、セットいすおよびセット鏡を一組またはドライヤーを一台増すごとに、十三平方メートルに一・六五平方メートルを加えた面積以上とする。
- 三 セットいすおよびセット鏡の組数ならびにドライヤーの数に応じ、作業場と区分された適当な広さの待合場所(美容を受けるために客が待つ場所をいう。以下同じ。)を設けること。
- 四 作業場および待合場所の天井の高さは、床から二・一メートル以上とし、ほこりの落ちない構造にすること。
- 五 作業場に、美容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号。以下「省令」という。)第二十三条に規定する器具を収納する設備を設け、消毒した器具と消毒しない器具とを区別しておくこと。
- 六 作業場に、洗髪および洗顔を行うための流水式の装置を設けること。
- 七 洗場には、不浸透性の材料を用いること。
- 八 換気のための窓その他の開口部の面積は、床面積の五分の一以上とすること。ただし、他に適当な装置がある場合または作業場および待合場所が地階にある場合であって、知事が適当と認めるときは、この限りでない。
- 九 タオル、手ぬぐい類および省令第二十三条に規定する器具は、セットいすおよびセット鏡の組数に応じ適当な数を常備すること。
- 十 作業場および汚水用溝は、一月につき一回以上消毒すること。
- 十一 作業により生じた外傷に対する応急用の薬品および衛生材料を常備すること。

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

- 一 作業中は常に清潔な作業衣を着用し、顔面の作業中はマスクを使用すること。
- 二 手および指は、常に清潔にし、作業前に客一人ごとに消毒またはせっけん等による洗浄を行うこと。
- 三 美容所内に生じたくず毛または汚物は、そのつど清掃し、ふたの付いた毛髪箱または汚物箱に入れること。
- 四 酒気を帯び、または喫煙しながら作業しないこと。
- 五 電気器具を用いた作業を行っているときは、客から離れないこと。
- 六 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いるときは、清潔なものを使用し、作業後は客一人ごとに廃棄すること。
- 七 消毒薬は、適正な濃度を保つようにし、適時取り替えること。
- 八 機械、器具、化粧品または薬品を使用するときは、使用前に十分にその安全性および衛生面について点検し、使用中も注意を怠らず、客に害を及ぼすおそれがあるものは使用しないこと。
- 九 皮膚の疾患にかかっている客の作業を終えたときは、手および指ならびに器具、作業衣、布片その他作業に使用したものを速やかに消毒すること。
- 十 作業中は、美容所内を常に清掃し、ならびに採光および換気を十分に行うこと。
- 十一 法第七条ただし書の規定により美容師が美容所以外の場所において美容の業を行うときは、前各号に掲げる措置を講ずるほか、消毒用の器具および消毒薬を携行すること。この場合において、第三号および第十号の規定の適用については、第三号および第十号中「美容所」とあるのは「美容の業を行う場所」とする。